

各位

横浜市市民局
オリンピック・パラリンピック推進課長

質問回答書

契約件名：東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会横浜市記録集作成業務委託

	項目 (ページ 数等)	質問内容	回答
1	業務説明資料 4	映像に関して、本記録集は誰をターゲットにした記録映像となるのでしょうか？	市民の方、大会関係者、本市職員を主な視聴対象と想定しています。
2	業務説明資料 4	本記録集はいつ使うものなのでしょうか？使用する時期や期間が定められているのでしょうか？	令和 2 年度中に、記録集発行の記者発表及び関係各所への配付を行う予定です。配付後は本市における記録としての保管のほか、図書館等公共施設にて必要な時に自由に閲覧できるものとして制作します。また、映像版については、イベント等で来場者に放映することも想定しています。
3	提案書作成要領 6 (1)	冊子に関して、提案書以外の参考資料は持ち込み可能でしょうか？（過去の実績資料など）	本業務に類似した業務実績がある場合は、提案書提出の際に実績を証する資料の添付が必須です。なお、第 2 次評価の際のプレゼンテーション時の持ち込みは、提案提出の際に添付した実績を証する資料を補足する範囲で可とします（提案書には冊子の一部コピーを添付し、プレゼンテーション時に冊子本体を持参する等）。
4	業務説明資料 6 (1) オ、 (2) エ	映像および冊子に関して、オリンピックとパラリンピックに関するコンテンツの比重はどのくらいの割合の想定でしょうか？	オリンピックとパラリンピックに関するコンテンツについて、比重は想定していません。業務説明資料「6 (1) ア、(2) ア」に基づき全体の構成を作成することとします。

5	業務説明資料6	冊子に関して、速報版20P、全体版190Pのページ数に対して「程度」とありますが具体的に前後するのはどの程度でしょうか？	速報版は前後2ページまでとします。 全体版は、業務説明資料6の仕様を満たす範囲内で、受託者と協議の上、決定します。
6	業務説明資料6(1)	冊子に関して、左開き、右開きの指定はありますか？	左開きとします。

以上